

# 鳥取縣公報

昭和十五年四月十二日  
第一千百貳拾壹號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 告示

◇鳥取縣告示第二百三十六號

米穀販賣高調査員左ノ通り異動アリタリ

昭和十五年四月十二日

一 囑託並解囑之部

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

解囑者	囑託者	擔當調査區域	職務執行場所	囑託並解囑年月日
出井 安延 岸本 健次 河口 安一	野口 正彦 飯野 信美	鳥取市 同 美保區 岩美郡小田村	鳥取市役所 同 美保出張所 岩美郡小田村役場	昭和十五年三月三十日 同 同

水石 友	田中壽太郎	同	津ノ井村	同	津ノ井村役場	同
出井諄太郎	小谷 繁美	同	福部村	同	福部村役場	同
横山 章	前田 邦夫	八頭郡	散岐村	八頭郡	散岐村役場	同
渡邊 源吉	永田 文俊	同	上私都村	同	上私都村役場	同
今倉 正信	和田 善藏	八頭郡	智頭町	八頭郡	智頭町役場	同
隱岐 經壯	岡田 濱吉	同	土師區	同	土師出張所	同
岡田 貫一	井戸垣繁利	同	富澤區	同	富澤出張所	同
村田 好隆	山野 知秀	同	若櫻町	同	若櫻町役場	同
岡崎 金治	松田 正秋	同	池田村	同	池田村役場	同
木間 一幸	林 鶴三	同	大伊村	同	大伊村役場	同
宮石 正美	岡本 繁美	氣高郡	大郷村	氣高郡	大郷村役場	同
山本 源造	尾崎 市藏	同	中郷村	同	中郷村役場	同
松本 郡司	松村 勝美	同	東郷村	同	東郷村役場	同
	八木 仁	同	鹿野町	同	鹿野町役場	同

泉 清實	清水 長由	同	勝部村	同	勝部村役場	同
岡村善右衛門	大口 壽男	同	日置谷村	同	日置谷村役場	同
中原 優一	上島 虎男	同	神戸村	同	神戸村役場	同
花房 三男	奏 源吉	氣高郡	勝谷村	氣高郡	勝谷村役場	同
竹内 音藏	山根 永吉	同	湖山村	同	湖山村役場	同
後藤 昇	木下 一	同	豊實村	同	豊實村役場	同
朝倉 巧	松本 敬	東伯郡	小鹿村	東伯郡	小鹿村役場	同
松本榮一郎		同	旭村	同	旭村役場	同
宮城 巖	戸崎 正紀	同	八橋町	同	八橋町役場	同
前田 武壽	小島 豊	同	花見村	同	花見村役場	同
山崎 定義	岡本 實	同	高城村	同	高城村役場	同
	引田 光雄	同	東郷松崎村	同	東郷松崎村役場	同
	田村 義信	同	中北條村	同	中北條村役場	同
		同	小鴨村	同	小鴨村役場	同

尾崎 信芳	戸田 榮	同逢東外二ヶ村	同逢東外二ヶ村役場	同
野坂 恭平	中山 敏夫	西伯郡大幡村	西伯郡大幡村役場	同
健代 市次	谷口 孝市	東伯郡大誠村	東伯郡大誠村役場	同
山浦 俊文	長井 英雄	西伯郡大和村	西伯郡大和村役場	同
高見喜代造	田子 貞夫	同 尙徳村	同 尙徳村役場	同
相見 敏明	吉田 堅一	同 光徳村	同 光徳村役場	同
西川 廣治	中島 忠義	日野郡日光村	日野郡日光村役場	同
	圓山 定孝	同 溝口町	同 溝口町役場	同

擔當調査區域變更之部

調査員氏名	新擔當調査區域	舊擔當調査區域	變更年月日
坂本 保二	鳥 取 市	東 伯 郡 泊 村	昭和十五年三月三十日
矢城 一	東伯郡旭村	東伯郡高城村	同

鳥取縣告示第二百三十七號  
左ノ通養蠶實行組合設立ノ件認可セリ  
昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

養蠶實行組合名	地 區	事 務 所 ノ 所 在 地	認 可 年 月 日
法 勝 寺	法勝寺村一圓	西伯郡法勝寺村大字法勝寺四百七拾番地	昭和十五年四月六日

鳥取縣告示第二百三十八號  
東伯郡高城村服部耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第二百三十九號  
岩美郡岩井町耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ  
昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第二百四十號  
日野郡米澤村大字員田村耕地整理組合換地處分ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣告示第二百四十一號

東伯郡伊勢崎村中尾耕地整理組合地區並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第二百四十二號

東伯郡上郷村山田耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第二百四十三號

東伯郡北谷村尾田耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第二百四十四號

東伯郡北谷村福富耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第二百四十五號

北海道函館市汐見町二八番地函館護國神社隣地墓地ハ今回護國神社境内擴張ノ爲改葬ヲ要スルコトト爲リタルモ緣故者不明ノ墳墓アルニ付同墓地ノ有縁者ハ四月三十日迄ニ管理者函館市汐見町二八官修函館墳墓監守草場峻宛申出ラルベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ適宜改葬スベキ旨照會アリタリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣告示第二百四十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 建築主ノ住所 氏名

鳥取市西町拾番地 龜 井 忠 治

一 建築物ノ所在地 用途

鳥取市西町拾番地 住宅兼作業場

一 構造種別及棟數

木造瓦葺二階建 二棟

一 建築物ノ面積

建築面積 一二五・八三四平方米  
突出セル部分 三八・八三〇平方米

一 命令事項

一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

- 一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第二百四十七號  
 度量衡法施行令第十四條ニ依リ西伯郡逢坂村外二十七箇町村度量衡器具第一種取締左ノ通り執  
 行ス

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

検査期日	器物提出時限	検査區域	検査場所
昭和十五年四月二十三日	自午前八時 至午後二時	逢坂村	逢坂村 特設度量衡検査所
四月二十四日	同	光徳村	光徳村 同
四月二十六日	同	御來屋、名和村	御來屋町 同

四月二十七日	同	所子村	所子村 同
四月三十日	同	高麗村	高麗村 同
五月一日	同	大山村	大山村 同
五月二日	同	淀江町	淀江町 同
五月三日	同	宇田川村	淀江町 同
五月四日	同	大吉和津村	大和村 同
五月六日	同	巖村、春日村	巖村 同
五月七日	自午前九時 至午後二時	大高村、縣村	大高村 同
五月八日	同	大幡村	大幡村 同

五月九日	同	幡郷村	幡郷村	同
五月十日	同	五千石村	五千石村	同
五月十一日	同	尙徳村	尙徳村	同
五月十三日	同	賀野村	賀野村	同
五月十四日	同	手間村	手間村	同
五月十五日	同	法勝寺村	法勝寺村	同
五月十六日	同	上長田村、東長田村、大國村	法勝寺村	同
五月十七日	同	天津村	天津村	同
五月十八日	同	成實村	成實村	同

鳥取縣告示第二百四十八號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼養スル生後三ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫疽豫防液ノ注射ヲ施行ス依テ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ日時及場所ニ牽付注射ヲ受クベシ

昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

注射月日	注射場所	注射區域	牽付時刻
四月十五日	八頭郡池田村 岩屋堂	池田村一圓	午前十時
四月十六日	八頭郡若櫻町家畜市場	若櫻町一圓	午前九時
四月十七日	八頭郡丹比村 富枝	丹比村一圓	同
四月十九日	八頭郡八東村 東	八東村一圓	同
四月二十日	八頭郡安部村安井小學校	安部村一圓	同

四月二十一日	八頭郡大御門村一ノ谷	大御門村一圓	同
四月二十二日	八頭郡隼村見槻中	隼村一圓	同
四月二十三日	八頭郡船岡村畜産組合	船岡村一圓	同

○鳥取縣告示第二百四十九號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル三極ノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十四年四月鳥取縣告示第二百三十二號中三極ノ價格ハ之ヲ廢止ス  
昭和十五年四月十二日

三 極 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

種別	單位	生産者庭先渡販賣價格	最終販賣價格	備考
黒皮	共皮封帶込十貫	二一三〇	二二三〇	
地氣	同		五三〇〇	
白皮	同		五七〇〇	

一 内閣印刷局納入ノ特殊地氣ノ最終販賣價(印刷局抄紙部倉庫渡)ハ有效成分五五%ノモノ一

貯ニ付一圓二十五錢トシ有效成分一%ヲ上下スルモノニ五十五分ノ一ヲ乘ジテ算出シケル金額ヲ上下スルモノトス

二 最終販賣價格トハ自縣産ノモノヲ縣内ノ買主ニ販賣スル場合ニ於テハ買主倉庫渡價格トシ自縣産ノモノヲ縣外ノ買主ニ販賣スル場合ニ於テハ買主最寄驛貨車乗渡價格トス

三 地氣トハ天日漂白ヲ爲サザルモノヲ謂フ

○鳥取縣告示第二百五十號  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル鶏卵ノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十四年十二月鳥取縣告示第八百二十三號中鶏卵ノ販賣價格ハ之ヲ廢止ス  
昭和十五年四月十二日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

種別	單位	販賣價格	備考
卸賣 (買方店先渡)	一箱 (四貫目)	一七、八〇	
	バラ賣 一貫匁	四、四五	
小賣	百匁	〇、四七	

一 卸賣ニ於ケルバラ賣ハ四貫未滿ノ場合ニ限リ四貫以上ノ場合ハ四貫迄ハ箱入價格ヨリ五十錢ヲ控除シタル額トシ端數ノミバラ賣ニ依ルモノトス

二 小賣ニ於テ箇數賣ノ場合ニ於テモ重量價格ニ依ルモノトス但シ重量價格ニ依リ難キ場合ハ一箇當リ六錢五厘ヲ超ヘザル價格ヲ以テ販賣スルコトヲ得ルモノトス

彙報

鳥取縣公報 第千四百廿一號 昭和十五年四月十二日 (第三編 職務紹介)

陸軍歩兵少尉 正八位 瀧 嶋 一 郎  
 地方農林技師ニ任ス  
 高等官七等ヲ以テ待遇セラル  
 鳥取縣農林技師ニ補ス  
 十級俸下賜  
 經濟部規畫課勤務ヲ命ス  
 (三月二十六日付)

勳八等 北 山 重 明  
 地方農林主事ニ任ス  
 高等官八等ヲ以テ待遇セラル  
 鳥取縣農林主事ニ補ス  
 十二級俸下賜  
 經濟部林務課兼林産物検査所勤務ヲ命ス  
 鳥取縣農林技師ニ任ス  
 地方農林技師ニ任ス  
 高等官七等ヲ以テ待遇セラル  
 鳥取縣農林技師ニ補ス  
 十一級俸下賜  
 經濟部林務課勤務ヲ命ス

依願免本官 鳥取縣屬 北 山 重 明  
 (以上三月二十七日付)  
 米子警察署勤務ヲ命ス 警 部 補 森 本 京 藏  
 警察部警務課勤務ヲ命ス 警 部 補 花 島 春 男  
 倉吉警察署勤務ヲ命ス 警 部 補 森 末 壽  
 米子警察署勤務ヲ命ス 警 部 補 山 本 新 藏  
 警察部衛生課勤務ヲ命ス 警 部 補 山 崎 保 治  
 依願免本官 警 部 補 福 田 米 藏  
 任鳥取縣屬 依願免本官 金 田 瀧 藏  
 學務部社會課勤務ヲ命ス 金 田 瀧 藏  
 米子職業紹介所職業主事補 金 田 瀧 藏  
 願ニ依テ本職ヲ免ス

米子職業紹介所職業主事補 佐 野 貞 巳  
 對任官職等俸給  
 鳥取縣農林技師 草 瀧 勝 郎  
 願ニ依テ本職ヲ免ス

(以上三月三十日付)  
 鳥取縣屬 從七位 勳八等 上 廣 政 肇  
 任地方事務官  
 敘高等官七等  
 九級俸下賜  
 鳥取縣勤務ヲ命ス  
 地方事務官 音 田 宗 一  
 依願免本官  
 (以上三月二十八日付)

地方農林技師 土 本 壽 雄  
 長崎縣農林技師ニ補ス  
 (三月二十九日付)  
 地方事務官 大 村 壽 一  
 總務部庶務課長ヲ命ス 地方事務官 河 野 富 一  
 總務部地方課兼兼時局課長ヲ命ス 地方事務官 齋 田 國 一  
 經濟部商工課長兼水産課長ヲ命ス

地方事務官 上 高 政 肇  
 學務部總務課長ヲ命ス 鳥取縣屬 森 中 豊 治  
 總務部地方課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 森 中 豊 治  
 總務部會計課長ヲ命ス 鳥取縣屬 井 崎 秀 雄  
 知事官房文書課長ヲ命ス 鳥取縣屬 宮 内 哲 二  
 經濟部規畫課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 長 尾 肇 好  
 學務部社會教育課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 洞 山 芳 春  
 總務部統計課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 上 根 政 幸  
 總務部時局課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 井 上 豊 藏  
 經濟部農産課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 井 上 豊 藏  
 依願免本官 鳥取縣屬 井 上 豊 藏  
 總務部人事課兼知事官房秘書課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 加 納 勝 巳  
 警察部警務課勤務ヲ命ス 鳥取縣屬 加 納 勝 巳

鳥取縣公報 第千四百廿一號 昭和十五年四月十二日 (第三編 職務紹介) 一四





00974

鳥取縣公報

第一千二百廿一號

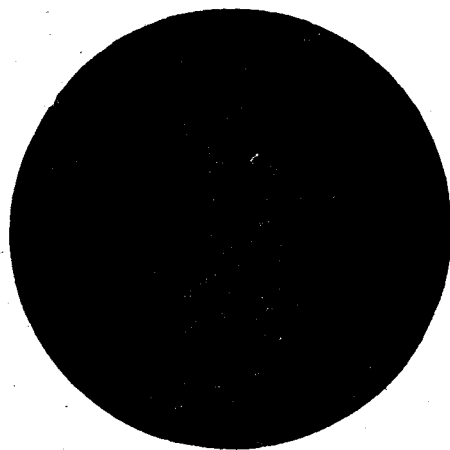
昭和十五年四月十二日

(第三種郵便物認可)

一八

00975

# 事變特報



彙

報

第四十九號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

鳥取縣公報

第一千二百二十一號

昭和十五年四月十二日

(第三種郵便物認可)

一九

00976

### 目 次

- 一 支那新政府の成立と事變の前途……………(時局課)二二頁
- 一 再び宗教團體法の實施について……………(社寺兵事課)二四頁
- 一 皇后陛下より勳の子等に御下賜品……………(社會課)二七頁
- 一 生徒兒童の團體參宮について……………(學務課)三一頁
- 一 本年度の縣民貯蓄獎勵運動……………(時局課)三三頁
- 一 戰歿勇士の妻の方々へ軍人援護會々長男爵 奈良武次……………(時局課)四二頁
- 一 家庭の物資動員計畫……………(農產課)四五頁
- 一 時局下に於ける農家の副業……………(社寺兵事課)四九頁
- 一 獻納の海軍飛行機……………(社會教育課)五一頁
- 一 文部省推薦映畫……………

伸ばせ大陸貯蓄の熱て

00977



### 支那新政府の

### 成立と事變の前途

支那新中央政府は三月三十日を以て成立した。即ち支那は今後我が帝國と共に東亞新秩序建設の大業を分擔し、從來の抗日容共の謬れる政策を一擲して善隣友好、共同防共及び經濟提携を原則とし、過去の紛糾を一掃してこの原則の下に政策法令を改廢して行政の完整を行ひ、日滿支一體となつて經濟互惠の下に共存共榮の基礎を樹立しようとするに至つたのである。

國民政府が首都を拋棄してから二年有餘日にして民國二十九年三月三十日の午前九時(日本時間午前十時)から、南京城内國民政府大禮堂に於て改組還都の典禮を嚴肅に舉行し、主席代理汪精衛氏は孫總理の遺囑を朗讀し、つゞいて

院、及び各長官の就任式があり、次いで汪主席代理が國民政府還都に關する宣言を朗讀し、新中央政府は國民政府の法統を繼承して蔣政權に代つて支那の主權を代表する唯一の統一政府として正式に成立した旨を宣言したのである。

而して新政府の成立に伴つて北支にあつた臨時政府及び中支の維新政府は發展的解消を遂げた。この歴史的な還都式典後、新政府は過般の中央政治會議で決定した國民政府の新政綱を發表したが、その新政綱は次に記す如く曩に帝國政府の聲明した善隣友好、共同防共、經濟提携の三原則を闡明すると共に、國內の政治、軍事、經濟、稅制、教育等に關する施政方針を明にし國際關係については正當なる權益を尊重する旨を述べたものである。

### 國民政府政綱

一 善隣友好の方針に基き和平外交を以て中國の主權、行政の獨立完整を求めて以て東亞永遠の平和及び新秩序建設の責任を分擔す

00978

- 二 友邦各國の正當なる權益を尊重し、並びにその關係を調整し以て友誼を増進す
- 三 友邦各國と連結共に國際共產主義の陰謀及び其他總て平和攪亂の活動を防遏す
- 四 和平建國を擁護する軍隊及び各地遊撃隊に對しては夫々これを收容安定せしめ且つ國防軍を建設し軍政、軍令、兩大權を明瞭に區分し以て軍事獨裁制を打破す
- 五 各級民機關を設置し各界の人材を網羅して全國の公意を集中せしめ以て民主政治を助成す
- 六 國民大會を招集し憲法を定め憲政を實施す
- 七 友邦各國の資本及び技術的合作を以て戰後經濟の回復と産業の發展を圖る
- 八 對外貿易を振興し國際收支の均衡を計り並に中央銀行を再建し、幣制を統一せしめ以て社會金融の基礎を確立す
- 九 税制を整理し人民の負擔を軽減し農村を復興し難民を救済して各其の生業に安んせしむ
- 十 反共和平建國を以て教育の方針となし且つ

科學教育の向上を圖り浮華妄動の學風を一掃す

新政府の成立に對して帝國は同日左の帝國政府聲明を發し、新政府の發展に對して全幅の協力と支援を與へて共に東亞の新秩序建設に邁進する旨を再確認し、尙今後蔣政權を始めその殘存せる容共抗日勢力の迷夢が醒めない限り、斷じて予をおさめないところの斷乎たる決意を中外に闡明した。

帝國政府聲明

夫れ生命は不斷に發展し、事象は時時に變化す。國際の秩序亦之に遵ふ。帝國は常に此の裡に在りて、國際正義の昂揚と人類平和の確立とに力を致すものなり。

今や支那新中央政府樹立せられ、更生新支那の建設其の緒に就く。帝國政府は其の成立を慶賀すると共に、其の發展に對しては屢次の聲明に基き全幅の協力と支援を與へんとす。

帝國は列國が又克く此の嚴然たる事實を確認

00979

し、速に東亞の平和建設に寄與せんことを期待す。

帝國が支那に冀求する所は、支那が克く道義に立脚して眞に其の獨立と自由とを完成し、帝國と互に相携へて東亞新秩序の建設に邁進し、其の興隆を共にせんことに存す。

帝國が東亞諸邦と共に其の生存を確保せんが爲、特に支那資源の開發利用に關聯し、特殊の關心と要求とを有するは固より其の所たり。

然れども、帝國は東亞の新事態に即する第三國の平和的經濟活動に對しては、敢て之を排除せざるのみならず、進んでは等諸邦と協力し俱に國際修好の福利を享受せんとするものにして、帝國が其の作戦繼續中の異常事態にも拘らず、多大の不便を忍び、列國の在支權益の擁護に努力し來れるの眞意實に此に存す。更生新支那亦其の方途を一にすべきは帝國政府の確信する所なり。

茲に更生新支那の發足を見、東亞の情勢將に一轉機を劃せんとす。帝國は殘存容共抗日勢力

にして、迷夢猶醒めざる限り、之に對し斷じて勇を鼓むるなきは勿論、今後生ずることあるべき一切の障礙に對し、確固たる決意と不斷の用意とを以て之を克服突破し依つて以て聖戰目的の完遂を期するものなり。

こゝに支那新政府は成立して事變處理はその一轉機を劃するに至つたのであるが、しかし蔣介石は交通不便なる四川の奥地に遁竄しつゝも尙殘喘を保ち、これを利用して自己の私腹を肥さうとする英米佛等の諸國や世界赤化を目論みソ聯は此嚴然たる新政府樹立の事實を否定し、蔣介石を援助して東亞永遠の平和、東洋民族の福祉を阻害しようとしてゐる。従つて東亞新秩序建設の聖業は達成への前途なほ遠遠であることを覺悟しなければならぬ。

吾々は彌々舉國一致、堅忍持久、今後益々加はるべき時艱に對して層一層の團結と不拔の大精神を以て之を克服し、日滿支一體の實を擧げて西力の東漸による東亞の危機を救ひ、我が聲

國の大理想たる八紘一字の大業を具現して子孫悠久の福祉を齎す爲に勇往するの態勢を鞏固にしなければならぬと信ずるのである。

× × ×



### 再び宗教團體の 實施について

宗教團體法については既に本報第四號に記し又、近く前々號に於ても述べたのであるが、いよ／＼四月一日より汎く全國に施行せられるに至つたので、再び主な事項を記して參考とする。しかし本法令は我が國宗教行政上に於ける劃期的な重要法令であるから、直接關係方面では尙詳細について

宗教團體法 (昭和十四年四月八日官報)

同 施行令 (同 十二月二十三日同)

同 施行規則 (昭和十五年一月十日 同)

同 施行細則 (昭和十五年三月二十九日 同)

宗教團體登記令 (鳥取縣令)

同 (同 三月十六日官報)

公衆禮拜用建物及敷地登記令 (同日同)

等を参照し、且つ市町村役場等について充分問合せて研究を遂げ、くれ／＼も遺憾なきを期せられるやう希望する次第である。

#### 一 宗教團體の意義及び法人性

宗教團體法の認める「宗教團體法」とは宗教に關する結社の一つであつて、宗教の教義の宣布・儀式の執行をなすことを目的とし一定の要件の下に設立を認可せられたものであつて、即ち教派(神道)、宗派(佛教)教團

(基督教其他の宗教)、寺院、教會がこれである而して教派、宗派、教團、教會は法人となすことを得るものであり、寺院は總て法人である。従つて寺院及び法人たる教會は特殊の法人として民法上の法人に關する規程中幾部を準用せられるのである。

#### 二 現存の寺院・教會

寺院明細帳に登録せられてゐる寺院は本法に依つて設立を認可せられた寺院と看做され、本法施行前に教會所、堂宇、會堂、説教所又は講議所の類として設立の許可を受けたものであつて、本法施行の際現に存するものは本法に依り設立を認可せられたところの法人に非ざる教會と看做される。

#### 三 總代

寺院及び教會は檀徒、教徒及び信徒の總代三人以上を置かねばならないのであつて、その選任の方法等に關しては寺院(教會)規則の定める所に依るのである。但し現存寺院の檀徒總代で本法施行の際現に其の職にある者は本法に依る

總代と看做されることになつてゐる。

總代の權限は寺院、教會の經營に關して住職教會主管者を扶けるものであつて、特に總代の同意を要する事項に就ては總代の有無が認可の絶對的要素ともなるべきものであつて、且つ同意は總代全員の同意を要するものであるから、この取扱については慎重にしなければならない。住職又は教會主管者は、總代の選任又は解職があつた場合は遲滞なく次の事項を記載した届書に、寺院(教會)規則の手續を経たことを證すべき書類を添附して市町村長に提出しなければならない。

(届出事項に変更を生じたときも同様である)

イ、寺院教會の名稱、所在地、所屬教宗派又は教團の名稱

ロ、總代の氏名、住所、職業、生年月日

ハ、選任又は解任の事由

ニ、選任又は解任の年月日

ホ、任期あるものに付ては任期満了の年月日  
市町村長は定められた様式に依つて總代名簿

を作製し、右の届出に基いて必要な記載や事務の處理をなすものであつて、且つ總代名簿の閲覧申請若し記載の證明の申請がある場合は閲覧せしめ若し證明書を交附する。但し閲覧、證明の手数料は徴收しないことになつてゐる。

#### 四 宗教結社

本法の宗教結社とは教派、宗派、教、團、寺院、教會に非ざる宗教的團體のことである。即ち教義の宣布、儀式の執行等を行ふことを目的とする團體であつて、寺院、教會、説教所、講義所等として設立の許可を受けてゐないものがこの宗教結社である。例へば類似宗教團體、未許可の教會、佛堂明細帳脱漏佛堂等であつて、單なる禮拜施設たるに止らないで進んで教義の宣布儀式の執行等をなすものは宗教結社である。但し神社講社、寺院教會所屬團體は宗教結社ではない。

宗教結社は本法の施行日たる四月一日から十四日以内に、又四月一日以後に組織したときは組織の日から十四日以内に規則を定め左の事項を

具して知事に届出でなければならぬのであつて、もし届出を爲さないとき、又は虚偽の届出を爲したときは三百圓以下の罰金に處せられるのである。

#### 宗教結社の規則に記載すべき事項

- 1 名稱、
- 2 事務所の所在地、
- 3 教義儀式及行事に關する事項、
- 4 奉齋主神安置佛等の稱號(該當なければ記載を要しない)、
- 5 組織に關する事項、
- 6 財産管理其他の財務に關する事項、
- 7 代表者及布教者の資格及び選定方法、

#### 添附すべき書類

- 1 教典、其の教義等、
- 2 代表者の履歴(戸籍謄本、身分證明書添附)、
- 3 布教の方法、
- 4 布教者の數及信徒の概數、
- 5 資産の狀況、
- 6 布教所の位置並に建物の名稱、種類、用途、構造、坪數及敷地坪數、(縮尺百分の一乃至六百分の一の圖面添附)、
- 7 他に關係宗教結社あるときは其の名稱、事務所の所在地及代表者の氏名、
- 8 布教者の住所氏名(履歴書、戸籍謄本、身分證明書添附)

#### 五 佛堂

佛堂明細帳に登録せられてゐる佛堂は二年以内に、寺院附屬佛堂となるか、寺院となるか、教會となるかにそれ／＼處置方を定めて知事の認可を受けねばならない。寺院附屬佛堂ともならず、又寺院、教會ともならない佛堂は、禮拜施設として存置することが出来る。この場合は佛堂は解散したものと看做し、民法中の法人の規定の準用に依つて清算をせねばならない。

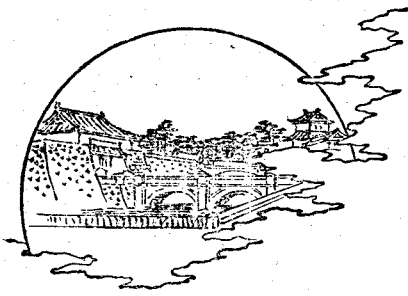
佛堂明細帳に登録せられない佛堂(脱漏佛堂)は宗教團體法の適用範圍外であつて本法の對象とならないから從來と異なることはない。但し脱漏佛堂であつても單なる禮拜施設に止らないで教義の宣布、儀式の執行を爲すものにあつては宗教結社として一應届出を要する。而して教會設立認可の申請によつて教會となり得る途があるのである。

#### 六 其他

各種の書類は市町村役場を経由するのであつて、市町村長は進達に際して意見書を添へること

とが出来来る。又市町村長に意見を求めることもある。各種の添附書類として提出すべき土地、建物に關する圖面は縮尺百分の一乃至六百分の一と定められてゐる。

× × ×



皇 后 陛 下 御 賜

勳 章 等 に

御 下 賜 品

去る三月二十六日、恩賜軍人援護會の幹旋に

依つて靖國神社に參拜した尋常小學校五六年  
在學中の戰歿者の遺兒に對し、畏くも皇后陛下  
より思召を以て御菓子下賜の御沙汰があり  
ました懿德宏遠洵に恐懼感激の至りに禁へ  
ません。

御下賜品は當日遺兒一同に對し舉式傳達  
せられると共に、厚生大臣から思召の存す  
る所を篤き訓示されたのでありましたが、各  
位に於ては宜しく懿旨の存する所を奉體し、  
今回參拜の遺兒ばかりでなく他の遺兒達  
の誘掖指導にも努力して、皇恩の萬一に  
報ひ奉るやうに致したいものであります。

尙當日、御下賜品傳達式に於ける戰歿者  
遺兒に對する大臣並に軍事保護院總裁の訓  
示要旨は次の通りでありました。御參考に  
資せられたいと思ひます。

遺兒に對する厚生大臣訓示

此度畏くも 皇后陛下に於かせられまして  
は皆さんが恩賜財團軍人援護會の御世話で  
本日靖國神社に參拜することを 聞召され、  
御仁慈に

溢る、御沙汰を賜はりましたので只今謹んで  
皆さんに之を傳達致しました。洵に畏れ多い  
ことでありますと共に有難き極みであります。

皇室に於かせられましては、常に國民を赤子  
として御慈み遊ばされ、殊に軍人に對しては  
厚き御信頼をかけさせられ、明治天皇は汝等  
を股肱と頼むと仰せられ、更に軍人と憂や譽を  
共にすべしとさへ仰せられました。

又戰歿者の英靈は之を神として靖國神社に  
祀らせられ、大祭には畏くも 天皇陛下親しく  
社頭に行幸遊ばされるのであります。日本に  
生を享けた者としてこれ以上の榮譽があるで  
ありませうか、又 皇后陛下に於かせられ  
ましては、今度の事變の戰歿者に對しまして

やすらかにねむれどそおもふ君のため  
いのちさくけしますらをのとも

と云ふ御歌を御詠み遊ばされ、尙靈前に御  
紋菓を御下賜あらせられ、其の他色々有難  
い御沙汰を賜りましたが、更に此の度皆さん  
方に賜物

を下ざる有難い御恩命を拜したのであります。  
此の御恩命の御趣旨は皆さんが、靖國神社  
に於て父上の神靈を拜して其の遺勳を想ひ  
起し、亡き父上のあとを受け継ぎ、心身共に  
立派に成長して御國の爲に御奉公の誠を效  
すやうにとの深き思召であらうと畏れなが  
ら拜察せられるのであります。

皆さんは之から靖國神社に參拜せられる  
のであります。其の際先づ第一に此の有難  
い思召のあつたことを父上の御靈前に御報  
告申上げなければなりません。次に皆さん  
の覺悟即ち父上の志を受け繼いで立派な日  
本人となり

大君の御爲お盡したいのであります。さう  
して誓つていたゞきたいのであります。さう  
しましたならば、父上の英靈もさぞかし御  
満足であらうと存じます。

本年は紀元二千六百年の意義深い年であ  
ります。神武天皇の御建國の御理想は八  
紘一字の御精神を廣めさせられることで  
あります。この爲には長い年月を一方ならぬ  
御苦勞を遊ばされ

日向から大和に御遷都遊ばされたのであり  
ます。其の間には御一緒に日向をお立ちな  
された御兄弟であらせられる五瀬命、稻飯  
命、三毛入野命は多くの我々の祖先と共  
におなくなり遊ばされました。その後、  
日本武尊は東國御討伐の御途上能褒野で  
御他界遊ばされ、近くは、北白川宮殿下  
が臺灣御征討の際おかくれ遊ばされました。

是等の方々皆 神武天皇御創業の大理想  
をひろめさせられる爲高貴の御身を以て  
國に殉せられ給ふたのであります。

かくて二千六百年の開事ある毎に八紘一  
字の御精神は澤山の殉國の我々祖先に依  
つて外に内に發揚せられて參つたのであり  
ますが、此度の支那事變程この御精神の  
大きな現はれを見ることは未だ曾てない  
のであります。そして皆さんの父上がこの  
事變で御國の爲に生命を捧げられたのは、  
とりもなほさすこの大精神に殉せられた  
のであります。

今や支那には新しい政府が生れ出で過去  
の過

ちを改めて日本と善隣友好の關係を結ばうとして居ります。皆さん方の父上の殉國の精神が燦然と支那大陸に輝き渡つて來たのであります。皆さんはこの前古未有の事變に絶大の勳功を樹て、護國の神靈となられた父上の子たることを自覺し、母上や先生や目上の言ひ附けをよく守り、心を磨き体を鍛へ立派に成人して君と國とに盡し、以て亡き父上の名を愈々揚げるやうに努めていたゞきたいのであります。かくしてこそ皇恩の萬一に報い奉り、又本日の參拜を意義あらしめる所以であると存じます。以上皆さんに對する希望を申述べて私の訓示と致します。

△ 本庄總裁訓話要旨

私は皆さんの大變元氣な而も希望に輝いて居る顔を目の當り見て心から喜びに堪へません。皆さんの亡き父上の御靈も定めしお喜びになることと思ひます。

此の度は先程厚生大臣から傳達があつた様に皇陛下より特別の思召を以て有り難い御沙汰を賜りました。皆さんの光榮は洵に之に過ぎたるものはないのであります。皆さん方は勿論のこと私共も國民一般も皇室の御恩の辱さに感泣致す次第であります。

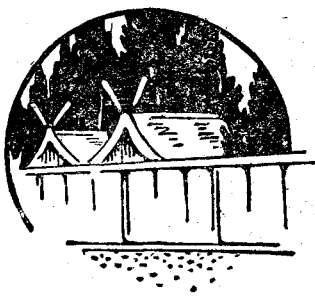
陛下の御爲喜んで一身を捧げられた皆さんのお父さんは、どんな時でも自分の子供が立派に成長して、自分の志を承け繼いで御國の爲に御奉公することを祈らぬことはなかつたと思ふのであります。之が本當の親心であります。

皆さんは皇恩の辱さを深く肝に銘ずると共に此のお父さんの願ひを深く身に体し、苟且にも國家社會の恩寵に狎れて驕り昂ぶる様な事のないのは素より、お母さんや目上の方の言附けを良く守り、心身を鍊り學業に勵み、立派に成人してお父さんの功績と名譽とを一層光あらしめる様努めねばなりません。之は皆さんに課せられた光榮ある務めであり、斯くすることに依つて忠の二つを實行することになるのであります。

之から先皆さんには色々苦しい事もあるでせう併し其の時は今日の此の光榮と感激を思ひ出して下さい。そして又お父さんが自分の事を思ひ乍ら奮戦せられたことを思ひ出して下さい。そして勇氣を振ひ起して如何なる困苦をも突破し名譽あるお父さんの子に恥ぢない立派な日本人となつて下さい。靖國の御社に神鎮りますお父さんの御靈も、必ずや皆さんを加護して下さることと信じます。

最後に皆さんが參拜を終へてお歸りになつたら今日の光榮をお母さん方に御話して、共に皇恩を感謝し相携へて譽れの家を護つて行つて頂きたいと思ひます。

x x x x x



生徒児童の體團 參宮にいつて

我が國最高至貴の宗祀として仰ぎ奉る神宮を拜し、寶祚の無窮、國運の隆昌、皇軍の武運長久を祈る國民の群は日々全國の津々浦々から陸續として集ひ、大御前に頼いて只管真心を捧げてゐる様は洵に感激に堪へない所であつて、これ等の中には學校生徒児童の團體參宮も極めて多く、其の數は一年間に約百萬人にも達してゐる。本年は光輝ある紀元二千六百年を迎へ、定めし驚異的な數字を示すことであらうと想像せられるのである。

生徒児童を引率せらるる學校當局に於ては、



00988

勿論崇敬の誠を致す様充分の考慮を拂ひ計畫を整へられてゐるには相違ないが、眞に神宮参拜を意義あらしめる様實施せられることを熱望する立場から見れば、尙一步の感を抱かせらるる場合がないでもないので、今回内務省神社局からこれ等注意事項につき通牒せられたので、其の要點を記して引率指導に當られる學校當局者の参考に資することとする。

1 先づ第一に旅行の主目的である参宮に充分時間の餘裕ある様日程を作ることである。數多い團體中には往々遊覽等に多くの時間を割いて神宮参拜を短時間で済せてゐるものも見受けられる。生徒兒童等が引率者にせき立てられる儘に殆ど何等の印象も感銘も得ずして参拜を終へるが如きことがあつては、折角遠路よりの参宮も無意味に近いと謂はねばならぬ。

神宮参拜に要する時間は、皇大神宮に於ては宇治橋外の下馬所から下馬所に戻るまで普通團體として約一時間、豊受大神宮は第一鳥居口御橋外の下馬所から参拜を終るまで約四十分を要

するから、これ等の時間を加算して遺漏なき計畫を立つべきである。

兩宮参拜の順序は先づ豊受大神宮に詣で、次で皇大神宮に参るならはしである。尙兩宮間の交通機關には電車、乗合自動車があるが徒歩ならば約一時間半を要する。

2 参拜に際しては心身の清淨、行動の静肅を保ち、最も敬虔な態度で大御前に参るべきは勿論である。これが爲め宮域に入るに當りて旅塵を拂ひ、服装を正し、手水舎又は五十鈴川手洗場にて口をすすぐべきであることは申すまでもない。昔は神境に入るに當り宮川で水垢離をこる風習が行はれてゐたのであつて、往古以來我が國民は飽くまで嚴肅なる心構へを以て参拜してゐるのである。特に注意を促したいことは平素神社に詣でる際にも手水を使ふに杓から直接水を口にすると多く見受るがこれは甚だ不作法であり又非衛生的であるから、杓から一旦水を掌にうけてこれを口にすると様是非習慣づけられたことである。

00989

仍、學生兒童にはないことであるが、宮域内に於て着物の裾を端折つたりシャツのままで歩いてゐる人を間々見受けるが、斯の如き不作法は何としても絶滅せなければならぬと考へるので教育者各位に於かれては機會ある毎に地方民の指導に留意を煩はしたい。

3 次で大御前に参進するのであるが、帽子、外套、襟巻等の携帶品は板垣御門前で適當な場所に置いて奉拜するのである。

尙一旦宮域に入れば喫煙、痰吐出等を慎むはもとより、雑談に耽りて喧噪にわたつたり、或は紙屑等を棄て、不潔にするが如きことがあつてはならない。

4 宮域内では寫眞撮影は禁せられてゐる。

5 大御前に参りてはなるべく號令を用ひず指揮者の動作にならつて一同が行動する様訓練せられることが必要である。一般参拜の場所である外玉垣御門前は御神前に近き尊い御場所であるから高聲で指圖するが如きは慎しまねばならない。

6 百不易の神宮の大宮地は、昔の儘の結構を保たれて居るため大御前は決して廣くない。従つて参拜者が徒らに長くその場所に止つてゐることは他の参拜者が至誠を致す妨げとなるから留意せられたい。

7 多勢の中には我が國古來の習慣により家庭から大御前にささげる賽物を預かつて來てゐるものがある。然るに團體行動の爲にこれをささげる餘裕なく遠方の列中から慌て、その賽物を投げるのを見受けることがある。又時には神苑まで引下つた時に巡回の神宮衛士にこれを依託した例もあるさうである。賽物は投げるものではなくささげるものであつて、引率者はこの點にも心を配る必要があらう。近頃は多くの學校等では賽物は豫め引率者が取り纏めて白紙に包みて奉拜の初めに静かにささげて居られるが、これ等は最も適當な方法と思はれる。

8 大御前に於て高聲を發すべきでないことは前に記したが、文部省撰定の神宮奉頌唱歌又は國歌の奉唱は特に許されてゐるのである。奉拜

後直に「右向け右」の號令にて速しく退出せらるる向が極めて多いが、折角参拜した學徒に對し深き感銘を與へるが爲には眞心をこめて敬虔な態度で神宮奉頌唱歌又は國歌の奉唱を爲すことも結構なことと思はれる。

9 大御前に於て奉拜が濟めば、外玉垣御門向つて左の御垣そひに進み、御内を拜し一層感銘を深くすることもよいであらう。然しその場所に於て色々説明することは差控へる方がよい。説明は豫め他の場所に於て行ひ御垣内に於ては謹んで拜禮すべきである。

10 御正宮の参拜について域内に御鎮座の別宮に参拜すべきである。域内御鎮座の別宮は皇大神宮にては荒祭宮、風日祈宮、豊受大神宮にては多賀宮、土宮、風宮である。もし己むを得ざる場合は所定の位置に於て遙拜する様に心懸けられたい。

11 神樂殿に於て御神樂奉奏、御饌奉奠を申出でらるる向も漸次増加したが、これに待る際に最も敬虔な態度でなければならぬことな勿論である。

である。御神樂も大神様に奉るものであつて決して見物するものではないのであるこの點も引率者は豫め留意して徹底を期すべきである。御神樂奉奏には三十分乃至一時間を要するのである。

御神樂は神樂殿に全員が到着し手續のすんだものから順番に行はれるが、輻輳する時には他の團體と同座で奉奏することになつてゐる。

12 神宮参拜の印象を一層深める爲には、神宮の經營になる神宮徴古館、農業館を拜觀するのも一方法である。共に兩宮の中間にある倉田山に設けられ、徴古館には撤下せられた神宮の御神寶、御寶物を始め神宮崇敬に關する資料約四千點を、農業館には御神徳の顯現を拜し奉るべき農業、林産、牧畜、養蠶等我が國産業の發達變遷並に現狀を概觀するに足るべき資料約七千八百點が陳列せられてあつて、觀覽料は兩館を通し拾錢、小兒に五錢、學生生徒の團體には一人参錢に割引せられてゐる。

13 麻や曆の授與を希望するものが多岐の場

合は、なるべく一纏めにして大麻授與願を申出で混雜を避けられたい。参拜印も授與所で押捺せられ初穂料や手数料は要しない。

14 参拜について不明の點があれば、宇治山田市神宮神部署参拜者係宛照會せられたい。神宮神部署に於ては特に参拜者係を設け事務に支障なき限り参宮の指導、講演、神宮映畵等も希望に應じて行ふこととなつてゐるので、なるべく出發前相當の餘日を置いて連絡をとらるることを希望せられてゐる。報酬等の心配は全然無用であることは云ふまでもない。

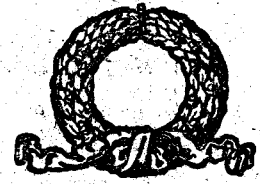
昭和十四年中に於ける學生生徒の参拜人員を示すと次の如くである。

内宮参拜人員		外宮参拜人員	
一月	一四、五〇四	一八、三六八	
二月	六四、五一五	七五、四七三	
三月	九〇、七八二	一〇六、九四〇	
計	二、〇四一、九〇六	二、一五八、二一七	

月	人数	金額
四月	二二、二六三	二九、九四四
五月	二五二、七一六	二六九、一二九
六月	一四九、三三五	一五〇、一七三
七月	一一、四五一	二六、二一八
八月	一四、〇二八	一三、七八七
九月	三六、一四八	五〇、六一七
十月	二〇二、四八四	二〇八、六九六
十一月	一四〇、五二九	一五五、九五五
十二月	四三、一五一	五二、九一七

	内 宮 参 拜 人 員				外 宮 参 拜 人 員			
	小 學 校	中 等 學 校 其 他	小 學 校	中 等 學 校 其 他	小 學 校	中 等 學 校 其 他	小 學 校	中 等 學 校 其 他
合 計	九、一五四	八〇四、九三三	三、一四七	二三六、九三三	九、二三三	九〇〇、五七七	三、三七八	二五七、六九〇
鳥 取 縣	一、一五五	八、八七三	二、四	一、四三〇	一、七五	八、九一〇	一、七	一、二一〇
内 地	八、六六七	七九、三三三	二、六八	二二、三六八	八、七九	八八九、二四三	三、〇二七	二三五、八四三
滿支在留邦人	二	二六一	五四	三、七八五	二	三六一	三九	三、二〇八
臺灣、樺太、 關東州、朝鮮	三三〇	二、五五五	三八二	一八、三〇〇	三七	二、二二三	二九五	一七、六九九



### 本年度の縣民貯蓄獎勵運動

本縣に於ける貯蓄の實績は、縣民の刻苦精勵に依つて昭和十三、十四の兩年度共頗る良好な成績を收め、支那事變勃發以來莫大なる戦費を要してゐる時、其の分に應じて聊かなりとも之が資金の需要に應ずることが出来たのであるが今後更に巨額の資金と多量の物資を要し、従つて貯蓄増加の必要はいよゝ増大し、就中現下の急務たる物價及び物資需給問題の解決には徹底的なる消費の節約、貯蓄の勵行に俟つべきものがある。依つて縣では本年度次の如き新目標を定め、不斷の熱意と努力を傾倒することになつた。

#### 一 貯蓄増加目標額

四千萬圓(之は國の目標額が百二十億圓と決定せられたので、本縣の生産及び所得の状況十四年度に於ける貯蓄の實績、他府縣との均衡を考慮して決定したものである)

#### 二 貯蓄獎勵一般方策

##### (一) 市町村貯蓄増加目標額の決定

目標達成のため各市町村をして縣と打合せの上、本年度中に達成すべき目標額を定めしめ、同時に國債、貯蓄債券の購入目標額を定めしめて市町村關係機關の協同的勸奨の氣運を醸成せしめること

##### (二) 國民貯蓄組合貯蓄増加目標額の決定

各市町村は貯蓄増加目標額の二割以上を各貯蓄組合に割當て、其の責任に於て目標達成に努力せしめ、各貯蓄組合は町内會費、部落會費、稅收入等に應じ各組合員の一ヶ年貯金額を定めしめること

##### (三) 金融機關預金吸收目標額の決定

銀行、郵便局、産業組合等金融機關の積極的活動を促すために、金融機關別に吸収すべき預金増加目標額を決定せしめること

(四) 組合貯蓄の徹底的増加

- (1) 貯蓄組合の貯蓄は前年度來増加しつつあるが、尙ほ充分でないため組合への貯蓄額又は貯蓄率の引上げを行ふこと
- (2) 貯蓄組合は一應普及を見たが、設置の餘地があると認められる市街地方面、接客業者、許可營業者、運搬業者、山林伐採製炭土木專業場等の就勞者に對して設置普及に努めること

(五)

紀元二千六百年記念貯金、結婚貯金、教育貯金、入學貯金、家屋造成貯金等一定目標を有する記念貯金の獎勵  
國民貯蓄の實行は國家的目的のために行ふものであるが、勤儉貯蓄は古來より修身齊家の美德として稱へられたものであ

るから、光輝ある紀元二千六百年を記念するため一定目的の貯蓄を獎勵して希望と興味を持たしめ、又金融機關に於ては預金吸收のため特殊貯金の新工夫を凝らすこと

(六)

天引貯金の全面的實行  
國民貯蓄獎勵上一般農産物、畜産物、水産物及び林産物の價格増昂が著しいので前年に比し増昂せる額を標準として各種生産物に付き一定割合を定め、販賣代金より天引貯蓄せしめること

(七)

餘剩購買力保有者に對する貯蓄獎勵方法の研究實施不急品、奢侈品を購入し、遊興、娛樂觀、覽等をなし餘剩購買力があると確認せられる浪費者に對し、業者及び金融機關と連繫して貯蓄を實行せしめる方法を考究實施すること

(八)

増收貯蓄の勸奨

節約貯蓄の獎勵に併進して空閑地、荒蕪地の耕作、共同作業、生産物の増産等極力收入増加の方策を講じ、其の増收を貯蓄せしめるやう獎勵すること

(九)

國債及び貯蓄債券等確實なる有價證券の購入獎勵

戦費、生産力擴充資金を提供せる自覺を持たしめ、且つ有利確實なる利殖を行はしめるため有價證券の購入を獎勵し、國債に對しては其の大衆化を圖るため毎戸之を購入することを勸奨すること

三 貯蓄獎勵と併進すべき諸方策

(一) 戦時意識の徹底

貯蓄の實行は畢竟國民の戦時意識の徹底如何に懸るので、一層縣民の時局認識涵養に努め、其の自戒自勵を促すこと

(二) 戦時生活の實踐

本年度貯蓄増加目標達成のためには、戦

(三)

時意識に即して戦時生活を確立し、古武士の如き簡素生活方式を確立して生活水準の切下げを斷行する外途がないので、職場、地域を中心として甲告等の方法に依り推進し、婦人は消費部門の擔當者たる點に鑑みて特に婦人の動員に意を用ひること

(四)

冠婚葬祭、社交儀禮の精神化、贈答の合理化、之等の行事慣習は因襲久しきに亘つてゐて其の刷新は困難であるが、時局の實相に鑑み簡素にして精神的且つ合理化ならしめること

服裝の改善  
國民服及び國民儀禮章の普及に努めること

四 貯蓄獎勵機構

(一)

市町村に於ける貯蓄獎勵は市町村長が中心となり、各金融機關を初め關係機關と協議し、其の協力を得て之に當ること

尚ほ獎勵協議には極力市町村常會を活用すること

- (二) 市町村に於て必要ある時は貯蓄獎勵實行委員の如き制度を設け、熱心なる適任者を動員して貯蓄の成績向上に努めること
- (三) 國民精神總動員鳥取縣實行委員會に貯蓄獎勵分科會を設け、貯蓄獎勵上必要なる方策を決定して之を實施すること
- (四) 縣内にある行政、經濟、教育及び警察等各種機關の協力を求めること

五 貯蓄獎勵特殊方策

- (一) 都市に對する貯蓄の徹底
  - (1) 都市に於ける貯蓄の實行はまだ充分とは認められず、今後の運動に當つては特に力を注いで組織的且つ強力に貯蓄の實行を求めること
  - (2) 都市に對する宣傳の徹底を期するためには、一層大衆に接觸する機会多き業

者、又は有力なる民間團體等の協力を求めること

- (二) 般販産業方面に對する貯蓄の徹底
  - (1) 此の方面に於ける貯蓄の實行もまだ充分とは認められないので、今後の運動に當つては特に力を注ぎ、組織的且つ強力に貯蓄の實行を求めること
  - (2) 之が實効を擧げるためには特に會社、工場、鑛山の經營首腦部、及び從業者中堅幹部の時局下に於ける貯蓄獎勵に對する認識と熱意とを必要とするので此の點に關し一段の努力を拂ふこと
  - (3) 從業者の自發的協力を依り、勞務者銃後生活刷新運動を強化すると共に各會社、工場、鑛山に於ける貯蓄狀況を個別的に検討し、其の充分でないものに對しては所得増加狀況其の他を斟酌して當該會社、工場、鑛山に於ける貯蓄額を定め其の實現に努めしめること

- (一) 宣傳の徹底を期するためには、一層大衆に接觸する機会多き業者、又は有力なる民間團體等の協力を求めること
- (5) 從業者に對しては勞働能率の向上、浪費の防止を圖り、以て貯蓄の充實を求めるため環境整備、教養、餘暇善用等に付き適當なる施設を講ずる要あること

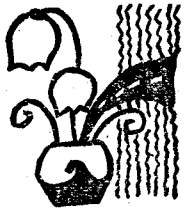
- (三) 農山漁村方面に對する貯蓄の徹底
  - (1) 生産物價格の昂騰に依つて収入の増加した向が多いので、機宜の方策を講じて貯蓄の増加に努めること

六 其他

- (一) 貯蓄獎勵關係者は常に地方實情の觀察に努め収入増加の方面に對しては直に適宜貯蓄増加を勸奨すること
- (二) 貯蓄獎勵に當つては地方議員、並に教育言論文藝、報道各機關、宗教、教化、經濟各團體、在郷軍人會、青年團、婦人會

- (三) 等の協力を求めること
  - (1) 消費節約と貯蓄の實行とに背馳する如き浪費奢侈遊興等は勿論、不急の消費に付ても之を制限すべき適當なる方策を講ずること

- (四) 政府及び民間の施設、行事等でそれ〴〵各種の使命を持つものにありても、之が實施に當つては消費節約と貯蓄の獎勵とに障害を及ぼさぬ如き方策を講ずること



戰歿勇士の

妻の方々へ

恩賜 軍人授護會々長男爵 奈良 武次 財團 夫なき後の譽ある家を如何にしたりたて、

行くべきかと云ふことは、皆様の誰しもが直面して居らるゝ大きな課題であらねばなりません。そして其の課題解決の方途としては皆様の境遇其の他に依り各種のことが考へらるゝのであり、其の根元となるものは所詮は心の問題、即ち「心構へ」でも云ふべきことであらうと存じます。

夫なき後の孤獨の悩み、乃至は淋しさに打ち克ち、強く且つ明るい心境に入らるゝことをおすゝめしたいと思ふのであります。而も其の強さや明るさは、皆様が「皆様の御主人は神に昇位せられたのである」と云ふ、強い自覺に基くものでなければなりません。

此の自覺に基く、強く且つ明るい心境の下に、それ〴〵の境遇に應じて處して行かると場合、よしんば、一時的には各種の障はりに遭はれることがあるとしても、總てはそれを成し遂げ得る時期の到來するであらうことは疑ふべくもありません。

其の間に起る世に謂ふ「**「驚恐」**」や

「壓迫」やは、其の非が相手方にある限り物の數ではないと思ふのであります。唯何事に依らず云ふことは易く行ふことは難いのであります。私が皆様に、此の自覺に基く心境に入らるゝやうおすゝめ致すにつけても、皆様の身となつて考ふる場合、之は決して容易なことでないと思ふ感じさせらるゝのであります。

x x x



### 家庭の物資

### 動員計畫

物動員などいふと大變むづかしう聞え、

私達の家庭生活とは何だか縁遠いやうに感ぜられるかも知れませんが、それは大違ひです。

物資動員とはすべての物を國家的見地から見て最も有効に使ひ、物の威力を國家のために大に發揮させるのが目的です。近代の戦争は國家總力戦、國と國との力くらへの戦争です。そのためにはまづ人、しかもそれは頭數だけではありません。日本の兵隊さんのやうに一死奉公の赤心、そしてこれを守る銃後の團結、精神の昂揚が必要なることは云ふまでもありません。真に一死奉公の赤心に燃える精神力の昂揚が、前線に銃後になくはなりません。

併し近代の戦争はそれだけではありません。大變な「お金」と莫大な「物」がなくては戦争は出来ません。お金があつても自由に物を手に入れることの出来ない世の中です。物を外國から輸入する力にも限りがあり、國內で造るにも限りがあります。近代戦が物資戦といはれる理由もここに有るのであるのですが、とにかく差あたり或は軍需品に、或は國內の産業を發揮させるた

めに、或は皆様の日常生活のために、限りある物資を適當にやりくりして割振らねばならないわけです。之が即ち物資動員計畫、略して物動計畫です。

政府では企畫院が中心となつてこの物動計畫を立て、これを實行してゐるのです。これは要するに、戦争をやつて行くために直接間接に入用な重要物資を定め、之について需要と供給の振り合ひを考へ、需要と供給に順序と制限を加へると同時に、需要に比して足らない分は、廢品の回收、在庫品の流用、代用品の使用等之間に合はせ、最後の手段として外國からの輸入によつて補ふといふ仕組みなのです。

戦争をしてゐる第一線の兵隊さんが、いざといふときに鐵砲や大砲の彈丸に事を缺くやうなことがあつたらどうです。思つただけでも相濟まぬ話ではありませんか。そればかりではありません。私達はばる靴をはいても兵隊さんには丈夫な皮の靴を送つてあげたいものです。おいしい食糧も充分送つてあげたいものです。限り

ある物資は、何をしておいてもまづ軍需品向けが第一位です。其の他には官公署で入用なもの、或は生産力擴充用資材も大切です。つまり我が國の國防産業を充實するために、機械を作つたり工場をたてたりするために必要な物資です。

その次が輸出原材料と材料で、次が圓ブロックへの需給、つまり滿洲國や支那など日本のお札の勢力範圍で、即ち大陸建設に入用なもの、而して最後に民需、即ち私達お互ひの使ひ分に付て割り當てが考へられるわけです。

物動計畫ではかうした順序がはつきり定められてゐるのですが、中でも輸出向の原料を特別扱ひにして優遇されてゐますのは、高いお金を出して外國から原料を買ひ入れても、之を立派な輸出品にして逆に外國に賣れば、差引き却つて澤山のお金が入つて來る勘定になり、それで必要な軍需品などを買へばいといふためです。輸出振興策の現れの一つです。

所でこの計畫で大きな影響を蒙るのは、私達一般家庭の物質生活です。早い話が戦争に勝つ

ために毎日大陸では何萬といふ鐵砲や大砲の彈丸が消費され、空には飛行機が或は偵察に或は爆撃行に活躍してゐます。そのためには平和のときには想像も出来ない澤山の鐵や鉛、アルミニウム、ガンリンなどがいられます。鐵瓶や鐵の灰皿などは代用品で間にはせて、第一線のお役に立てた方がどんなにお國の爲かわかりませんが、ガンリンもあの荒鷲の活躍を思へば、遊山やドライブなどに使ふ人の氣が知れませんか。

つまり戦時下の今、私達に赤紙の召集令が下るやうに、物にも國家の命するところによつて物動計畫によつて動員令が下つてゐるのです。物も國家に御奉公せねばならぬ時になりました。ですから私達もこの「物の動員令」をよくわきまへて、物を自分の欲望のまゝに使つたりしないで、國家の欲するやうな最大の効果をあげさせるやうに、心を使はねばなりません。ともすれば自分のお金で物を買ふ。賣つてゐるものを買ふといふのが悪い。鐵が禁制品だといつても灰皿一つ位何でもないではないか、とお考へにな

る友があるかも知れませんが、それがいいのです。今は私達家庭で使ふ物一つでも國家の「物動」に影響するところが大きく、私達が好き勝手なふるまひをすれば、すぐ國家の計畫に違算を生ずるやうになります。今では一つの物の節約がそのまゝお國のためにもなり、私達の日常生活がそのまゝ國家の御奉公に關係をもつ時代なのです。家庭と物動計畫とが縁遠いどころではないといふのはこの點です。

ところで動員されてゐる物資の種類はどんなものかといひますと、まづ鐵類をはじめ、銅、ニッケル、鉛、錫、マグネシウム等の非鐵金屬や、アルミニウム等の輕金屬、棉花、羊毛等の被服原料、木材、バルブ、皮革、石炭等の燃料それから工業鹽、苛性ソーダ等の工業藥品、食糧、飼料、化學藥品、機械、醫療藥品等二百數十種です。之等は戦争のためだけでなく、生産力の擴充や國民生活の維持等のために、必要缺くことの出来ない物資で、供給力に限度がある關係から、民需即ち皆様の家庭でまづ消費を節

約したいだけかねばならないわけです。しかしそれは、日本が苦しいからやるのではなく、戦争に勝ち、持てる國に飛躍するために、そして大陸を建設するためにやるのです。明日の希望は輝いてゐます。家庭と物動、實に皆様の責任は重大であり、積極的之に努力されるか否かは、今後日本の前途に影響するところがまた大きいのです。

x x x

### 時局下に於ける

### 農家の副業



近年農村は戦時食糧品、工業原料等の増産と云ふ重大な責務を負はされてゐる。由來農家が副業を行ふ場合は、唯之に依つて

収入の増加を圖ることを目指してゐたのであるが、今日の副業生産物中には、軍需品なり或は輸出として重要なものが多く、又輸入品は、國內の不足物資の代用品も色々製作されてゐて國策の線に沿うてゐると共に、銃後農村を護り固める大切な役割を果してゐるのである。

時局で斯うした重要性を持つ副業の種類は色々あるのであるが、其の中の主なるものを次に挙げて見やう。

— 薬 工 品 —

薬工品と云つても其の種類は非常に多いのであるが、先づ呷と繩と苳で、之は何れも荷造包装の材料に使用される。

呷と繩は、軍では米や其の他の糧秣輸送に使用し、又肥料會社でも肥料を入れるのに用ひ、專賣局では塩を入れるのに使ふ等其の數量は實に夥しい。此の外に石炭等の鑛石類、穀類等を入れるのに使はれてゐるが、近頃は更に呷は麻袋の代用品としても相當に用ゐられて居るし、

滿洲國への移出數量も莫大である。

又苳は軍でも買上げるが、主に一般商品の荷造用に使はれるので、經濟界が好況になり、商品の動きが多くなればなる程其の使用量は増加する。

斯様に薬工品の需要は各方面に増加してゐるので、自然之を製作する農家の収入も増へ、今日では相當多額の収入を舉げて居る。昭和十二年に於ける總生産額は五千三百萬圓であつたが翌十三年には六千七百萬圓に増加した。而も此の増産を以てしても尙ほ供給不足の有様であつて、此の需要に應ずるためには今一層の増産が必要なのである。

— 兔 —

兔には色々な種類があるが、こゝに舉げるのは毛皮を取るために飼ふ白色、茶褐色、ゴマ毛等の家兔である。

兔の毛皮は事變以來軍の需要が急激に増加した。農林省や縣、縣農會等が増産を奨励し

てゐるので其の生産も増加し、昨十四年冬の産額は約七百萬圓程度であつた。

そんな譯で、近頃では一般家庭だけでなく小學校、農學校等でも盛んに飼育してゐるが、併しまだ、供給不足であるから今後益々増産を圖らなければならぬ。

此のやうに兔毛皮は軍用として必要なので、昨十四年八月農林省に於て家兔屠殺制限規則を公布し、毎年五月一日から十月三十一日までの繁殖期間中丈夫な兔を殺すことを禁じ、又十一月には兔毛皮使用制限規則を公布して、兔毛皮を婦人や子供の外套等に使用することや、兔毛でソフト帽等を作ることや止めさせ、出來るだけ澤山の毛皮を軍に納めることになつたのである。

兔の屠殺とか、或は剥皮とか販賣に付ては農會の世話でやるとか、或は組合でも作つて共同でやるやうにするのが宜い。

— 三 極、楮 —

三極、楮は和紙の原料として其の需要が非常に高まつて來た。殊に紙幣、公債、證券等の用紙や輸出品のコピー紙には必ず三極を使ふので之等の紙の激増に伴つて最近に於ける三極の値上りは實に甚しいものがある。

高知縣下の三極の生産地では、事變前まで十貫當り四十圓前後であつたものが六十圓以上に跳ね上つたので、全農家が最底千圓から最高二萬圓までの貯金をしたと云ふ位である。

斯様に三極、楮は事變後需要が著しく高まつてゐるのであるから之が増産は最も必要であつて、農林省でも本年度は新規豫算を計上して増産の計畫を樹てゐるのである。

— 眞 綿 —

眞綿の需要も事變後益々多くなつて來て、昭和十二年には産額約三百萬圓であつたものが、翌十三年には一躍五百萬圓に増加してゐる。

之は云ふまでもなく滿洲、北支方面に新たな需要が起り、又軍の需要が増加したためである



軍では此の眞綿を外套の裏に付けて防寒外套を作つたり、或は防寒帽子を作つてゐるのであるが、更にこの外に圓ブロンク向や一般民需向としても品不足の状態であるから、今後益々増産の必要がある譯である。尙ほ販賣に付ては農會に依頼することが何かと便利である。

— 寒 天 —

寒天は我國の特産品で、其の種類は細寒天と角寒天とあるが、之は殆ど輸出向のものであつて、食料としては主にゼリー等の菓子の材料に用ゐられるが、歐米のやうに肉類を食べる所では、便通用としてゼリーは必要欠くべからざるものとなつてゐる。

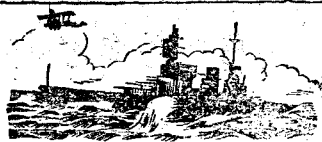
更に醫療の方ではワクチンの製造や細菌の培養に使はれ、工業用としても織物の艶出しとかオブラートの製造とか、或は葡萄酒等を清く澄ますのに用ひられる。又南洋地方では寒天で作つたトコロテンが銷夏飲料として嗜好されてゐる。

此のやうに用途も廣いが、需要も全世界に亘つてゐて年々増加の傾向にある。従來寒天の原料となる天草が、充分採取出来なかつた、めに左程の増産を見るに至らなかつたが、近年は農林省が天草の増殖奨励を行つてゐるし、將來有望な事業である。

— 其 の 他 —

其の他ガソリン代用の無水アルコールの原料に用ゐられる甘藷や切干、又軍需品としては澤庵・福神漬等の漬物や、麵類、凍豆腐のやうな乾物類の需要が非常に増加してゐるから、之等の副産品を増産することも適切である。

斯様に各種の物資が不足してゐる今日、増産の必要に迫られてゐるものが少くない。唯此の際考へなければならぬことは、平和時代のやうに、單に収入を増すために行ふと云ふやうな個人經濟本位からだけでなく、所謂副業報國の精神を以て増産に努めなければならぬと云ふことである。



獻 納 の

海 軍 飛 行 機

顧みれば昭和十二年八月十四日、即ち今次事變勃發の當時、折柄の荒天を衝いて杭州及び廣徳飛行場を襲

ひ、上海を累卵の危きに救つた渡洋爆撃隊を初めとし爾後大陸の作戦進捗に先驅となつて中南支の敵軍並びに敵軍事據點、飛行場等を空襲しその間南京、南昌、漢口の上空で演じた無敵の壯烈無比な空中戦は國民の絶讃を受けた更に破竹の勢ひを以て進軍した陸海軍が、北中南支の沿岸重要據點を占據し、且揚子江上流八百哩の要衝占領後は、連日四川省及び雲南省の奥地に遁入蟠居せる蔣政府主要機關及び軍事據點の爆撃を行ひ、又近くは南寧作戦に協力して敵奪回の企圖を粉碎し、併せて殘る海上より唯一の輸血路たる佛印ルートの溟越線を爆撃阻止すること

によつて、斷末魔に喘ぐ蔣政權に一大痛撃を喰はしたことは國民の齊しく知るところである。しかし翻つて考へるとこの輝かしい海軍航空部隊活躍の裏面には、銃後國民の熱烈な飛行機献納運動の赤誠が存在することを忘れてはならない。この飛行機献納に對してはさきに本報にも記したが、ここに最近の調査に基いてその現況を述べることとする。

事變勃發以來海軍への献金總額三千七百六十六萬圓の巨額に達してゐるが、其の間飛行機献納の金額は二千六百九萬三千圓に及び、これに依つて製作された報國號飛行機はすでに三百六十機を超へてゐる。そしてこの飛行機献金については内地は勿論遠くアフリカの涯からも深い熱誠が送られ、遠く故國を離れた大和撫子や、いたいけな小學生の勞働して得た金等、實に數多の涙ぐましい美談が織り込まれてゐるが、これ等の飛行機は殆ど前線に送られて第一線機として大陸の空にその雙翼を伸し、銃後國民の輿望に應へつゝあるのである。

今これ等の献納飛行機を献納者の居住する土地別に見ると、海外よりのものでは南洋七、滿洲國、上海の各二、蘭領東印度・ハワイ・南米ベルー・北米・アルゼンチン・比島・バオ・青島各一機であり、内地よりの献納は東京府八十四、大阪府三十七、朝鮮二十八、福岡縣十二、臺灣十一兵庫縣、長崎縣の各八、神奈川縣、北海道の各七、廣島縣五、京都府四、千葉、和歌山、鹿兒島、新潟、佐賀、埼玉、愛知の各三、樺太、石川、愛媛、熊本の各二、滋賀、山口、宮崎、沖繩、岩手、茨城、福島、香川、宮城、青森、大分の各一機宛であり、更に東西兩朝日新聞社の提唱した飛行機献納運動に依り献金されたもので製作された全日本號五十機、學生兒童青年團の献金による中學生號三機、女學生號二機、青年團號二機、兒童號一機、及び海軍省が直接献金された小口の飛行機献納金で製作した全國民號七機がある。今これを機種によつて分類して見る

偵察機 二十五機

攻撃機	十機
戰闘機	三十五機
陸上偵察機	二機
艦上攻撃機	三十二機
艦上戰闘機	百十九機
水上偵察機	三十五機
艦上爆撃機	六十八機
陸上攻撃機	十二機
艦上輕爆機	二機

に達し、尙本年度上半期に於て命名式を擧げる豫定のもの四十七機の多數に上つてゐる。しかし今回の事變は武力的に見れば海軍としては結局支那一國を相手にしてゐるに過ぎないのであつて、従つて海空の航空部隊によつて撃墜した敵機が千五百機を超え、又銃後國民の赤誠の結晶で出來た報國號飛行機が三百六十機に上つたとしても、これを歐米諸國を相手とする戰爭の場合を假想すれば、到底今日の狀況では満足出來ない。

嗚呼でも今次の大戦勃發時に於て、ハッとは第一第二線機を合して八千機にも達する空軍を以て英佛の聯合空軍に備へ、英佛聯合軍は米國より數千機の飛行機を購入して對抗してゐる。他方、米國は現在中立を保ちながらも、虎視眈々として日本の極東政策を防止妨害せんとしてゐるが、海軍の第一線用飛行機は六千機を指し、これを援ける陸軍機も亦六千機を目標として充實を期しつゝある。

事變の前途に於て、第三國と抗争する機會が絶無といへない今日、空軍をますます擴張整備することは、海軍にも陸軍にも極めて望ましいことである。

x x x



文部省推薦映画

左記の映畫は國民文化の向上に資するものあり

りといふ、文部省の推薦映畫と決定せられ今回本縣に通知があつた。

劇映畫 ロビンフッドの冒險 十巻

ファースト・ナショナル會社製作 (昭和十五年三月十三日推薦)

本映畫は十二世紀末の英國に於ける有名な傳説に取材したる天然色映畫であつて所謂娛樂映畫と稱すべきものではあるが、氣品のある演出手法と殆ど完璧に近い天然色の技術とに依つて期せずして一種の藝術的品位を保ち得て而も映畫にあつては極めて求むるに困難な童話的情趣を醸し出すことに十分成功してゐる。かくの如きは日本映畫に於て未だ企て及ばないところであつて、従つて此の映畫の我國映畫界に與ふる示唆は決して少くないものとして推薦されたのである。

x x x

四月十日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百一十一號掲載内容

一 機型飛行機と少年

一 新國民政府成立す！新政府五院十四部の各院長、部長他要人の記念撮影

一 遷都の日、歡喜の夜、南京、上海、漢口

一 議員さんの荒鷺姿！貴衆兩院議員の横須賀海軍航空隊、立川陸軍飛行場訪問

先生の飛行機作りもお國のため！新學期から飛行機の機型を作ることが、小中學校で正科となつたのでまづ師範學校の先生たちが機型製作の講習をうけてゐますが、小學校の一年から六年までの生徒にはどんな飛行機を作ることになるでせうか

一 お馬とともに育つ山の子！家で飼つてゐるお馬はいつでもお國の御用にたつやうに愛育し訓練しておかれなければならない

愛知縣振草村の古戸少年義勇騎馬隊の愛馬行軍譜

青天に白日の身へ

一 サイタ サイタ サクラガ サイタ

一 白霜花見

一 讀者のカメラ

一 讀物ページ

一 支那新政府の政綱と新東亞建設の道標

一 話題の國！佛領印度支那

一 統後點描

- 春の科學！ハイキングと植物學
- 主婦の心得、家庭生活の合理化
- 次代國民の育て方 (二)
- 海外小話
- 寫眞週報問答

一 週報第百八十二號掲載内容

一 議會特輯

一 全法律案の解説

一 豫算の説明

一 重要質疑應答

一 佛國の政變と對ノ關係

一 五原方面の戰鬪狀況

(外務省情報部)  
(陸軍省情報部)

昭和十五年四月十二日印刷  
昭和十五年四月十二日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町